

あたらしくはいった本 (令和5年3月 貸出開始資料から)

- 小説 また会う日まで(池澤夏樹/著) 忘らるる物語(高殿円/著) からだの美(小川洋子/著) 残陽の廊(あさのあつこ/著) とりどりみどり(西條奈加/著) 文豪、社長になる(門井慶喜/著) 本売る日々(青山文平/著) 四日間家族(川瀬七緒/著) 水車小屋のネネ(津村記久子/著) ギフトライフ(古川真人/著) セクシャル・ルールズ(坂井希久子/著) パルウイルス(高嶋哲夫/著) うけいれるには(クララ・デュポン=モノ/著) 私たちが記したもの(チョナムジュ/著)
- 随筆・詩などの文学 ミライの源氏物語(山崎ナオコ=ラ/著) 彗星交叉点(穂村弘/著) 朝のあかり(石垣りん/著) 好きになってしまいました。(三浦しをん/著) 私のものではない国で(温又柔/著)
- その他の本 もっと知りたい牧野富太郎(池田博、田中純子/著) 師弟百景(井上理津子/著) おそろおそろ育休(西靖/著) 女性の発達障害(司馬理英子/監修) 読み終わらない本(若松英輔/著) 楽ありゃ苦もある地味ごはん。(和田明日香/著)

みんなの としょかん



市民図書館

TEL (921) 4646
FAX (921) 4896



『また会う日まで』
池澤夏樹
朝日新聞出版



『忘らるる物語』
高殿円
KADOKAWA



『うけいれるには』
クララ・デュポン=モノ
早川書房

としょかんカレンダー

令和5年	日	月	火	水	木	金	土
5		①	2	3	4	5	6
	7	⑧	9	10	11	12	13
	14	⑮	16	17	18	19	20
	21	⑳	22	23	24	25	26
	28	⑳	30	31			

○印の日は、お休みです。

開館時間 午前10時から午後6時まで

金曜・土曜(祝日除く・太字の日)は午後7時まで

の指導管理も任せています。

工場外でも規律ある生活を送ることができるよう、寺院側に寄宿者の

道場」となるよう求められており、

では、寺院には宿舍としてのみで

通して行われました。なお「要綱」

で、具体的手続き等は村役場を

式のもの、いわゆる戦時の供出の一つ

に建物供出を申し出る、という形

でした。寺院側から県知事

お願したい、というものを

目的外使用実施要綱」に基

き「しかるべき御配慮」を

戒壇院を中央兵器福岡工場

で使用することになった、

という通知です。工場労務

員のための共同宿舍として

使うので、「寺院・教会建物

目的外使用実施要綱」に基

き「しかるべき御配慮」を

お願したい、というものを

でした。寺院側から県知事

に建物供出を申し出る、という形

式のもの、いわゆる戦時の供出の一つ

で、具体的手続き等は村役場を

通して行われました。なお「要綱」

では、寺院には宿舍としてのみで

はなく、労務員の「修養・錬成の

道場」となるよう求められており、

工場外でも規律ある生活を送るこ

とができるよう、寺院側に寄宿者

の指導管理も任せています。



太宰府の文華

～公文書館だより⑨～

太宰府市公文書館では、「旧社会教育課永年文書」という、水城村役場が管轄していた史跡や文化財に関する、大正期から昭和40年代までの事務事績文書群を所蔵しています。ここで紹介するのは、「寺院教会建物目的外使用ノ件」という、昭和19(1944)年4月16日付の通知文書です。

これは福岡県仏教会長名で水城村長宛てに出された文書で、

戒壇院を中央兵器福岡工場で使用することになった、という通知です。工場労務員のための共同宿舍として使うので、「寺院・教会建物目的外使用実施要綱」に基き「しかるべき御配慮」をお願したい、というものでした。寺院側から県知事に建物供出を申し出る、という形式のもの、いわゆる戦時の供出の一つで、具体的手続き等は村役場を通して行われました。なお「要綱」では、寺院には宿舍としてのみではなく、労務員の「修養・錬成の道場」となるよう求められており、工場外でも規律ある生活を送ることができるよう、寺院側に寄宿者の指導管理も任せています。

兵器製造工場と戒壇院

中央兵器福岡工場とは、航空機用魚雷を製造した軍需工場です。前身は、大野城市錦町で昭和14年に操業開始した日本自動車株式会社で、同18年9月の海軍管理工場指定を受けて社名を変更し、軍需品の生産に切り替わったものです。従業員は当時1千900人ほどいたと言われており、その中には遠方から来た徴用工員や学徒動員による生徒たちがいましました(『大野城市史 下巻』)。彼らの寝泊り場所を確保するのに、工場の寮だけではとても足りなかったようです。

とはいえ戒壇院と言えは屈指の名刹の一つ。また由緒ある仏像を守っている場所でもあります。「決戦下行政事務の整理簡捷化」の下、すでに文化財に係る新規の一部事務は停止されていましたが、各市町村に対しては既存の認定・指定文化財の保存管理の継続は求められていました。時局の要請とはいえ、「産業戦士」の受け入れとお寺の護持との両立は、なかなか難題を持ち掛けられた、と言えます。

太宰府市公文書館 藤田 理子

【バックナンバーはこちら】 ページID7241